

## 付 議 第 1 号

高知県教育委員会会議規則の一部を改正する規則及び高知県教育委員会  
会議オンライン会議システム利用による会議運営要領に関する議案

高知県教育委員会会議規則（昭和 31 年 10 月 9 日高知県教育委員会規則第 4 号）の一部を別紙 1 のとおり改正すること及び高知県教育委員会会議オンライン会議システム利用による会議運営要領を別紙 2 のとおり制定することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

-----  
**教 育 委 員 会 規 則**  
-----

高知県教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 月 日

高知県教育長 長岡 幹泰

**高 知 県 教 育 委 員 会 規 則 第 号**

**高 知 県 教 育 委 員 会 会 議 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則**

高知県教育委員会会議規則（昭和31年高知県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（会議の招集等）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員は、教育長の承認を得て、前項の会議の開催の場所以外の場所において、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（第10条第2号において「映像等の送受信による方法」という。）によって、会議に出席することができる。特にやむを得ないと認められるときは、教育長についても同様とする。

第4条中「第2条」を「第2条第1項」に改める。

第10条第2号中「出席した委員」を「出席した委員（映像等の送受信による方法によって出席した委員にあっては、その旨を含む。）」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎ 高知県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

**高知県教育委員会会議オンライン会議システム利用による会議運営要領**

**第1条** この要領は、高知県教育委員会会議規則（昭和31年高知県教育委員会規則第4号）第2条第2項の規定に基づき、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を利用して高知県教育委員会会議に教育長又は教育委員が出席する方法（以下「オンライン出席」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

**第2条** オンライン出席をすることができる場合は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合とする。

- (1) 災害その他の理由により交通が途絶されている場合
- (2) 感染症の拡大防止その他緊急時の対応が必要である場合
- (3) その他教育長が必要と認める場合

2 教育長は、前項の規定にかかわらず、個人の情報が含まれるなど慎重な対応が求められる議案についてはオンライン出席を許可しないことができる。

3 オンライン出席をした者については、高知県教育委員会会議会場現地において出席をしたものと見なして関係法令を適用するものとする。

4 オンライン出席をした場合において、審議の途中で当該オンライン出席をした者又は高知県教育委員会会議会場において映像又は音声を送信し、又は受信することができなくなるなどの障害が発生し、復旧の目途が立たない場合には、当該オンライン出席をした者は、当該障害の発生した時点をもって退席したものと見なすものとする。

**第3条** オンライン出席をしようとする場合は、あらかじめ、理由を示して教育長へ申請しなければならないものとする。

2 オンライン出席は、教育委員の自宅、勤務地又はあらかじめ教育長に届け出た場所において行うものとする。

**第4条** オンライン出席をしようとする場合は、個人情報の取扱いに十分注意するとともに、会議に出席する者に配付される各種パスワード等は適切に管理しなければならない。

**附 則**

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

新 旧 対 照 表  
新 旧

高知県教育委員会会議規則（抜粋）

高知県教育委員会会議規則（抜粋）

（会議の招集等）

（会議の招集）

第2条 会議の招集は、会議の開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事件をあらかじめ各委員に通知して行う。

第2条 会議の招集は、会議の開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事件をあらかじめ各委員に通知して行う。

2 委員は、教育長の承認を得て、前項の会議の開催の場所以外の場所において、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（第10条第2号において「映像等の送受信による方法」という。）によって、会議に出席することができる。特にやむを得ないと認められるときは、教育長についても同様とする。

（会議）

第4条 会議においては、第2条第1項の規定により通知した事件についてのみ審議する。

第4条 会議においては、第2条の規定により通知した事件についてのみ審議する。

2 会議の招集の通知後に急施を要する事件があるときは、第2条第1項及び前項の規定にかかわらず、これを会議に付議することができる。

2 会議の招集の通知後に急施を要する事件があるときは、第2条及び前項の規定にかかわらず、これを会議に付議することができる。

（会議録の記載事項）

（会議録の記載事項）

第10条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

第10条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 略

(1) 略

(2) 出席した委員（映像等の送受信による方法によって出席した委員にあつては、その旨を含む。）及び欠席した委員の氏名

(2) 出席した委員及び欠席した委員の氏名

(3)～(7) 略

(3)～(7) 略

## オンライン会議システム利用による教育委員会会議について

1. 経緯・現状

- 令和2年度の文部科学省通知において、オンライン会議等を活用して教育委員会の会議を開催することは可能であるとの考え方が示された。
- 既に多くの都道府県において、オンライン会議を開催するために必要な規程の整備等がなされており、実際にオンライン会議システムを利用した会議の開催も行われている。
- 本県においては、これまでオンライン会議システム等を活用して教育委員会の会議を実施したことはなく、また必要となる規程の改正等も行っていない状況であった。

2. 本県における対応方針

現状の集合方式による開催を基本とする一方で、感染症、自然災害その他のやむを得ない事情により、教育委員室に委員を招集することができない事態に対応するため、オンライン会議システム利用による出席を可能とする規則改正及び運営要領の制定を行う。

3. 利用に当たっての運用について

- オンライン出席ができる場合は、次のいずれかに該当する場合とする。
  - ①災害その他の理由により交通が途絶されている場合
  - ②感染症の拡大防止やその他緊急時の対応が必要である場合
  - ③その他教育長が必要と認める場合
- 上記①から③までにかかわらず、個人の情報が含まれるなど慎重な対応が求められる議案については原則オンライン出席の対象としない。
- 映像または音声を送受信できなくなる等の障害が発生し、復旧の目途が立たない場合には、当該障害の発生した時点をもって退席したものとみなす。
- オンライン出席をしようとする場合は、あらかじめその理由を示して教育長へ申請することとする。
- オンライン出席は、教育委員の自宅、勤務地又はあらかじめ教育長に届け出た場所において行う。